

本巢市浄化槽設置整備事業

本巢市では、家庭から未処理で排出される生活雑排水による水質汚濁を防止するため、し尿と併せて処理する浄化槽（合併処理浄化槽）を設置する方に予算の範囲内において補助を行います。

特に、現在、し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取りトイレを使用している方は、早めの切替をしましょう。

設置工事は「浄化槽施工標準書」（岐阜県管設備工業協同組合）により施工するものとします。

1 補助対象となる条件

- ① 専用住宅・・・住民票の住所に係る住宅に限る。（共同住宅及び長屋住宅を除く。）
- ② 併用住宅・・・専用住宅に準ずる設備が整っているもので、居住部分のみの人槽分
- ③ 地区集会所・・・自治会等地域住民の組織が集会の用に供する建物
- ④ 当該年度内に市の完成検査ができること

※上記で、設置後の維持管理の責任が明らかな浄化槽を設置する方

2 補助対象とならない方

- ① 浄化槽法の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する方
- ② 借家の場合で賃借人の承諾を得られない方
- ③ 営利の目的で建物を建築し、浄化槽を設置する方
- ④ 市税等を滞納している世帯
- ⑤ 設置場所に定住できない方
- ⑥ 季節的に利用する住宅等に浄化槽を設置する方
- ⑦ 補助金の交付決定前に工事を着工している方

3 補助対象の区域

- ① 下水道事業の未整備区域
- ② 下水道事業による整備がされている区域内で、居住地と接している公道に下水道管が埋設されていない区域
- ③ 下水道事業が原則として7年以上見込まれない区域
- ④ 下水道事業による整備がされている区域内で、居住地と接している公道に下水道管が埋設されているが、接続が不可能な区域

4 補助対象の浄化槽

- ① 一般型浄化槽
- ② チッ素又はリン除去能力の高度処理型
- ③ 高度チッ素除去能力を有する高度処理型
- ④ BOD除去能力の高度処理型
- ⑤ チッ素及びリン除去能力の高度処理型

5 補助金の額

① 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用であって浄化槽人槽に応じ次のとおりです。

人槽区分	補助限度額									
	浄化槽 BOD(20mg以下/1ℓ)		窒素又は磷除去能力の高度処理型 BOD(20mg以下/1ℓ) 窒素(20mg以下/1ℓ)又は 磷(1mg以下/1ℓ)		高度窒素除去能力の高度処理型 BOD(20mg以下/1ℓ) 窒素(10mg以下/1ℓ)		BOD除去能力の高度処理型 BOD(5mg以下/1ℓ)		窒素及び磷除去能力の高度処理型 BOD(20mg以下/1ℓ) 窒素(20mg以下/1ℓ)及び 磷(1mg以下/1ℓ)	
	右欄以外	豪雪地帯又は 特別豪雪地帯	右欄以外	豪雪地帯又は 特別豪雪地帯	右欄以外	豪雪地帯又は 特別豪雪地帯	右欄以外	豪雪地帯又は 特別豪雪地帯	右欄以外	豪雪地帯又は 特別豪雪地帯
5人槽	332,000円	352,000円	384,000円	408,000円	474,000円	504,000円	489,000円	516,000円	1,081,000円	1,140,000円
6～7人槽	414,000円	441,000円	462,000円	492,000円	615,000円	654,000円	654,000円	696,000円	1,360,000円	1,451,000円
8～10人槽	548,000円	588,000円	585,000円	627,000円	723,000円	774,000円	903,000円	963,000円	1,836,000円	1,971,000円
11～20人槽	939,000円	1,002,000円	1,092,000円	1,164,000円	—	—	1,551,000円	1,650,000円	2,648,000円	2,833,000円
21～30人槽	1,472,000円	1,545,000円	1,860,000円	1,953,000円	—	—	2,607,000円	2,736,000円	3,406,000円	3,615,000円
31～50人槽	2,037,000円	2,129,000円	2,496,000円	2,610,000円	—	—	3,501,000円	3,660,000円	4,048,000円	4,255,000円

<浄化槽の人槽>

浄化槽の人槽は、基本的には家の延べ面積により決まります。

- ・130㎡以下の場合・・・5人槽
- ・130㎡を超える場合・・・7人槽
- ・2世帯住居で台所と風呂場がそれぞれ2ヶ所あれば・・・10人槽
- ・1戸に1浄化槽が基本であり、2戸で1浄化槽の場合はどちらか1戸に対する補助となります。
- ・店舗併用住宅の場合は、居住部分の人槽のみ補助の対象となります。

② 単独処理浄化槽撤去補助（補助限度額の特例）

浄化槽の設置にあたり、単独処理浄化槽の撤去工事（同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）を伴う場合は、撤去に必要な工事費に対して上記補助金額に加え、90,000円を限度額として補助します。

③ 宅内配管工事補助（補助限度額の特例）

浄化槽の設置にあたり、単独処理浄化槽を廃止する場合（同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）であって、浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住宅等の敷地に隣接する側溝までの放流管の宅内配管工事を行う場合（水回りのリフォームと併せて実施する場合を含む。）は、上記補助金額に加え、300,000円を限度額として補助します。

<浄化槽設置標準図>

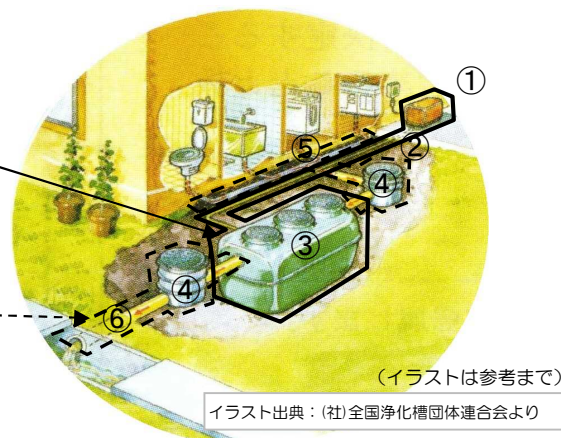
- ①：プロワー
- ②：送気管
- ③：本体

浄化槽補助対象部分：実線囲い部分

- ④：汚水ます
- ⑤：流入管
- ⑥：放流管

宅内配管補助対象部分：点線囲い部分

※単独浄化槽からの転換の場合



(イラストは参考まで)

イラスト出典：(社)全国浄化槽団体連合会より

注) その他対象条件等詳細については、本築市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づきます。

6 問い合わせ先

上下水道部 上下水道課

TEL：058-323-7761 FAX：058-323-1158 Eメール：suido@city.motosu.lg.jp